

○ 通行禁止道路の除外・許可取扱要領の全部改正について（通達）

〔 令和2年3月30日交規甲達第14号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号1 平成19年9月28日付け交規甲達第29号「通行禁止道路の除外・許可取扱要領の制定について（通達）」

石川県公安委員会の通行禁止規制除外措置及び警察署長の通行禁止道路の通行許可の取扱いについては対号により運用しているところであるが、当該事務の適切かつ円滑な遂行を図るため必要な見直しを行い、別添のとおり通行禁止道路の除外・許可取扱要領を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

通行禁止道路の除外・許可取扱要領

第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、車両通行禁止規制の除外措置及び許可に係る事務処理等に関し必要な事項を定める。

第2 通行禁止規制除外措置の取扱い

細則第5条第1項の規定による石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の車両通行禁止規制から除外する車両の取扱いは、次によるものとする。

1 対象車両の範囲

車両通行禁止規制の除外対象となる車両は、細則第5条第1項表三に掲げるとおりであるが、その考え方は次による。

- (1) 公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中の車両のうち、
 - ア 当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの
 - イ 当該用務の客体であって、これと一体であると認めるべきもの
- (2) (1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中の車両のうち、当該用務に従事することが明らかなもの
- (3) (1)又は(2)の用務に使用中であるが、外見上、当該用務に従事することが明らかでない車両で、公安委員会の交付した標章を掲出しているもの

2 申請事務の取扱い

通行禁止規制除外車両の公安委員会の指定は、警察署長の専決事項であり、実務はそれぞれの警察署で行うこと。

3 申請の方法

除外車両の指定を受けようとする者（以下「除外申請者」という。）は、その車両の主たる運転地を管轄する警察署交通課（交通第一課）に細則別記様式第1の通行禁止除外車指定申請書（以下「指定申請書」という。）2通を提出し、申請するものとする。

なお、除外指定は本来、公安委員会の事務であるから、車両の主たる運転地と管轄の異なる警察署への申請であっても受理すること。

4 指定申請書の記載方法

(1) 「申請者住所、氏名」の欄

指定を受けようとする車両の所有者（使用者）の住所及び氏名を記載する。

(2) 「車両の種類」の欄

法第3条に規定する自動車の種類及び「乗用」「貨物」の用途を記載する。

例 普通乗用車、普通貨物車等

(3) 「登録車両番号」の欄

いわゆる車両ナンバーを記載する。

(4) 「運転者氏名」の欄

除外申請者と運転者が異なる場合に記載する。なお、運転者を特定しがたい場合は、その車両の運行を管理する責任者（安全運転管理者等）の氏名を記載する。

(5) 「申請の理由」の欄

該当する欄をチェックする。

5 添付書類

指定申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付するものとする。

(1) 細則第5条第1項表三の6中に掲げる用務のいずれかに該当することを疎明する書面又はその写し

(2) 申請に係る車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

6 通行禁止除外指定車標章の交付

(1) 指定申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、除外対象と認められるものについては、訓令別記様式第3の通行禁止除外車指定処理簿（以下「除外指定処理簿」という。）に所要事項を記載の上、細則別記様式第1の2の通行禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を作成し、除外申請者に交付すること。

(2) 除外標章は次の事項に留意して作成すること。

ア 除外標章上部の「○○○使用中」の欄

除外車両の対象に応じて、“郵便集配車両使用中”、“緊急往診車両使用中”等と記載する。

イ 「登録車両番号」の欄

いわゆる車両ナンバーを記載する。

ウ 「除外する区域又は道路の区間」の欄

申請に係る車両の通行地域を記載するが、業務上、通行地域を特定できない場合は、“○○市内の車両通行禁止道路”等と記載する。

エ 「有効期限」の欄

発行日から3年以内とする。ただし、報道機関緊急取材車両は有効期間を1年以内とする。

オ 裏面の「被交付者等」の欄

除外申請者の住所及び氏名を記載するが、法人の場合は当該法人の所在地及び担当者氏名を記載する。

(3) 除外標章の交付に当たっては、訓令別記様式第3の2の通行禁止除外指定車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(4) 除外標章を交付する際は、除外申請者に対し、次の事項を指示すること。

ア 車両通行禁止規制が行われていることを念頭に、歩行者等の安全に十分配慮して通行すること。

イ 駐車禁止規制場所に駐車しようとする際は、道路交通に著しく影響を及ぼす駐車は自粛し、付近に利用可能な駐車場がある場合は、路上駐車しないこと。

ウ 除外標章は、車両通行禁止規制区間を通行する際に車両前面の見やすい箇所に掲出し、駐車禁止規制場所に駐車する際は、併せて連絡先又は用務先を記載した紙も除外標章と並べて掲出しておくこと。

エ 除外標章裏面の注意事項に従い、不正使用等の違反行為が認められた場合は、返納を命ずることがあること。

7 標準処理期間

公安委員会の車両通行禁止規制からの除外措置は、公安委員会による一種の交通規制であり、行政手続法に基づく審査請求手続や標準処理期間の定めはないが、申請に対する標章交付という手続きであることから、当該事務の標準処理期間を3日以内（行政庁の休日は含まない。）とする。

第3 警察署長の通行許可の取扱い

法第8条第2項、令第6条及び細則第5条の2の規定による通行禁止道路における警察署長の通行許可に係る車両の取扱いは、次によるものとする。

1 申請の方法

通行許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、通行禁止道路を管轄する警察署交通課（交通第一課）に施行規則別記様式第1の3の通行禁止道路通行許可申請書（以下「許可申請書」という。）2通を提出し、申請するものとする。

2 許可申請書の記載方法

(1) 「申請者」の欄

指定を受けようとする車両の所有者（使用者）の住所及び氏名を記載する。

(2) 「主たる運転者」の欄

許可申請者と運転者が異なる場合に記載する。なお、運転者を特定しがたい場合は、その車両の運行を管理する責任者（安全運転管理者等）の氏名を記載する。

(3) 「車両の種類」の欄

法第3条に規定する自動車の種類及び「乗用」「貨物」の用途を記載する。

例 普通乗用車、普通貨物車等

(4) 「番号標に標示されている番号」の欄

いわゆる車両ナンバーを記載する。

(5) 「運転の期間」の欄

3年を上限として必要な期間を記載する。

(6) 「通行しようとする通行禁止道路の区間」の欄

通行許可を受けようとする通行禁止道路の具体的区間を記載する。

(7) 「やむを得ない理由」の欄

許可を受けようとする車両の具体的用務を記載する。

4 添付書類

許可申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付するものとする。

- (1) 許可申請書に記載された車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証
- (2) 通行禁止道路を通行する必要性を疎明する書面（自宅の所在地図等）

5 通行許可証・標章の交付

- (1) 許可申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、許可対象と認められ

るものについては、訓令別記様式第4の車両通行禁止道路通行許可処理簿(以下「許可処理簿」という。)に所要事項を記載の上、施行規則別記様式1の3の通行禁止道路通行許可証(以下「許可証」という。)及び細則別記様式第1の3の歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車標章(以下「許可標章」という。)を作成し、許可申請者に交付すること。

(2) 許可証は次の事項に留意して作成すること。

ア 通行時間に係る条件

通行許可は原則、終日通行禁止の道路及び区間を対象とし、時間規制が行われている通行禁止道路については、特に必要やむを得ない場合のみの通行に留め、それ以外の通行については自粛すること。

イ 交通安全に係る条件

通行場所、時間及び交通の状況に応じて保安要員の配置を要すると認められる場合は、当該安全措置を講じる旨の条件を付すこと。

(3) 許可標章は次の事項に留意して作成すること。

ア 「登録(車両)番号」、「主たる運転者氏名」及び「許可する通行禁止道路の区間」の欄

許可申請書の記載内容に準じて記載する。

イ 「有効期限」の欄

発行日から3年以内とする。

(4) 許可標章の交付に当たっては、訓令別記様式第4の2の歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(5) 許可標章を交付する際は、申請者に対し、次の事項を指示すること。

ア 許可された道路及び区間であっても、用務上必要ない場合は通行しないこと。

イ 車両通行禁止規制が行われていることを念頭に、歩行者等の安全に十分配慮して通行すること。

ウ 許可標章は、通行の際に車両前面の見やすい箇所に掲出しておくこと。

エ 許可条件及び許可標章裏面の注意事項に従い、不正使用等の違反行為が認められた場合は、返納を命ずることがあること。

第4 身体の障害のある者からの申請によるタクシー利用等の取扱い

身体の障害のある者が、タクシーや友人車両(以下「タクシー等」という。)

を利用して、通行禁止道路を通行しようとする場合の取扱いは、第3に定めるほか、次による。

1 許可取扱いの趣旨

令第6条第2号により、身体の障害のある者は、タクシー等を利用して通行禁止道路を通行しようとする場合において、「主たる運転者」及び「番号標に表示されている番号」を特定せず、許可を申請することができる。

2 許可の対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行が困難な者
- (2) 身体障害者手帳の交付は受けていないが、身体の障害があつて歩行が困難な者
- (3) 怪我、病気等で一時的に歩行が困難な状態にある者
- (4) 精神障害者でその身体的障害（精神面の障害を含む）により歩行が困難な状態にある者

3 許可の申請

原則、歩行が困難な身体の障害がある者が行う。

4 取扱要領

使用車両としてタクシーを利用したい旨の申請があつた場合、次による。

(1) 許可申請書の記載要領

ア 「申請者」の欄

身体の障害のある者の氏名を記載する。

イ 「主たる運転者」の欄

“〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両の運転者”と記載する。（運転者氏名を記載するのではない。）

ウ 「番号標に表示されている番号」の欄

“〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両”と記載する。（具体的な車両番号を記載するのではない。）

エ 「やむを得ない理由」の欄

“身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行”と記載する。

なお、歩行が困難な事情については、必要に応じて申請者の任意により身体障害者手帳や医師の診断書等の提示を求め、又は個別具体的状況を聴取するなどの方法により確認し、別記様式第2の通行許可処分状況票に記載すること。

(2) 許可証の交付

原則として許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

(3) 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し、次の事項について指導すること。

ア 許可証番号等の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、申請者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」及び「許可証番号」を回答できるよう「申請者の氏名」及び「許可証番号」を事前に通知すること。

イ 許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

ウ 許可標章の掲出

申請者がタクシー等に乗車する際には、当該車両の運転者に対し許可標章の掲出を依頼すること。

第5 決裁時の留意事項

- 1 除外申請書の決裁時には、別記様式第1の通行禁止除外指定状況票を作成し、除外指定の状況を明らかにしておくこと。
- 2 許可申請書の決裁時には、別記様式第2の通行許可処分状況票を作成し、許可処分の状況を明らかにしておくこと。
- 3 除外指定処理簿及び許可処理簿は、毎月末現在で締切り、警察署長の決裁を受けること。

第6 運用上の留意事項

- 1 通行禁止除外指定車両は、細則第5条第1項表五の1の規定により駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されることとなるので、運用に誤りのないように留意すること。
- 2 申請車両がいわゆる「県外ナンバー」である場合は、自動車変更登録申請や保管場所変更届出等の必要な措置を講じるよう教示し、法律違反を容認することとなるような受理は行わないこと。
- 3 夜間休日時に指定申請書又は許可申請書の提出がなされた場合は、これを受理し、警察署担当係執務時間において決裁等の事務処理を行うこと。

- 4 歩行者用道路等の交通規制は、生活道路等における歩行者の通行の安全と円滑を図る上で必要な対処措置として行われているものであることを踏まえて、十分な審査の上許可すること。
- 5 通行許可の対象となる通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管内にわたる場合は、一の警察署で許可申請書を受理し、関係警察署長と協議の上、許可証及び許可標章を交付するものとする。
- 6 除外標章及び許可標章の不正使用等の違法行為については、平素から端緒の把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

第7 保存期限

本件に関する書類の保存期限は、3年間とする。

第8 報告

本件事務処理状況は、1月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月10日までに交通規制課に報告するものとする。この際、報告対象月に処理した除外申請書及び除外標章の写しも送付すること。

附 則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。